

第5回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和3年3月19日（金）

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第20号 県費負担教職員の任免等の内申について (資料1)
- (2) 議案第21号 令和2年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について (資料2)
- (3) 議案第22号 令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について (資料3)

議案第 21 号

令和 2 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 3 年 3 月 19 日
教育振興部学校教育支援センター

令和 2 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立学校教育支援センター条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、練馬区立学校教育支援センターの開館時間を以下のとおり変更する。

1 変更の期間

令和 3 年 3 月 22 日（月）から 3 月 31 日（水）まで

2 開館時間

（変更前）午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

（変更後）午前 9 時から午後 9 時まで

3 周知方法

練馬区ホームページ、学校教育支援センターホームページ、館内ポスター掲示等により周知

4 練馬区の対応

参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 3 月 19 日付け）

(2) 利用時間を午後 9 時までに制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについて
（令和 3 年 3 月 19 日付け 2 練企企第 10093 号）

5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

令和3年3月19日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は3月18日、東京都を含む1都3県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を、3月21日をもって解除することを発表した。これに合わせて東京都は、緊急事態宣言のもとでの緊急事態措置を同日、終了し、3月22日から3月31日までの間を段階的緩和期間とし、都内飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。

区は、これらの状況を踏まえ、3月22日から3月31日まで以下のとおり対応する。4月1日以降の対応は、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

1 基本的な考え方

区民の皆様に、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後9時以降は徹底すること等をお願いする。

区内の飲食店等に、段階的緩和期間における営業時間の短縮等をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

通常、午後9時以降も開館している施設については、開館時間を午後9時までに短縮する。

利用定員を設けている施設の収容人数は、定員の100%とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される利用は、定員の50%とする。

利用定員を設けていない施設は、上限を10,000人とする。

飲食を目的とした利用および入浴は、引き続き禁止する。

感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

都外に所在する少年自然の家は、運営を再開する。

【区主催のイベント・事業】

各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。

実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後9時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

お花見、歓送迎会、謝恩会、ランチ会等における会食は、お控えください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後9時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後9時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 堀 和夫
（公印省略）

利用時間を午後 9 時までには制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについて

第 9 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、これまで区立施設の利用時間を午後 8 時までとしていた制限を午後 9 時までに変更しました。

つきましては、区立施設の利用を午後 9 時までには制限して貸し出す場合の使用料について、下記のとおり令和 3 年 1 月 8 日付け「利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」と同様に取り扱うこととします。

記

1 対応期間

令和 3 年 3 月 22 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- (2) 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額を行わない。
- (3) 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

3 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

4 使用料減免および利用承認等の手続について

- (1) 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- (2) 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

5 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 一般の利用者
5割減額
- (2) 通常時から減免対象の利用者
通常の見減割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

6 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部 区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部文書法務課 内線 5621～5623、5625

議案第 2 2 号

令和 2 年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 3 年 3 月 19 日
こども家庭部青少年課

令和 2 年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立青少年館条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり練馬区立青少年館の開館時間を変更する。

1 変更の期間

令和 3 年 3 月 22 日（月）から 3 月 31 日（水）まで

2 開館時間

（変更前）午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

（変更後）午前 9 時から午後 9 時まで

3 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

4 練馬区の対応

参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 3 月 19 日付け）

(2) 利用時間を午後 9 時までに制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについて

（令和 3 年 3 月 19 日付け 2 練企企第 10093 号）

5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

令和3年3月19日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は3月18日、東京都を含む1都3県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を、3月21日をもって解除することを発表した。これに合わせて東京都は、緊急事態宣言のもとでの緊急事態措置を同日、終了し、3月22日から3月31日までの間を段階的緩和期間とし、都内飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。

区は、これらの状況を踏まえ、3月22日から3月31日まで以下のとおり対応する。4月1日以降の対応は、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

1 基本的な考え方

区民の皆様に、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後9時以降は徹底すること等をお願いする。

区内の飲食店等に、段階的緩和期間における営業時間の短縮等をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

通常、午後9時以降も開館している施設については、開館時間を午後9時までに短縮する。

利用定員を設けている施設の収容人数は、定員の100%とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される利用は、定員の50%とする。

利用定員を設けていない施設は、上限を10,000人とする。

飲食を目的とした利用および入浴は、引き続き禁止する。

感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

都外に所在する少年自然の家は、運営を再開する。

【区主催のイベント・事業】

各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。

実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後9時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

お花見、歓送迎会、謝恩会、ランチ会等における会食は、お控えください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後9時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後9時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 堀 和夫
（公印省略）

利用時間を午後 9 時までには制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについて

第 9 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、これまで区立施設の利用時間を午後 8 時までとしていた制限を午後 9 時までに変更しました。

つきましては、区立施設の利用を午後 9 時までには制限して貸し出す場合の使用料について、下記のとおり令和 3 年 1 月 8 日付け「利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」と同様に取り扱うこととします。

記

1 対応期間

令和 3 年 3 月 22 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- (2) 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額を行わない。
- (3) 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

3 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

4 使用料減免および利用承認等の手続について

- (1) 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- (2) 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

5 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 一般の利用者
5割減額
- (2) 通常時から減免対象の利用者
通常の見減割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

6 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部 区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部文書法務課 内線 5621～5623、5625